

内閣官房 I T 総合戦略室
パーソナルデータ関連制度担当室 御中

平成26年7月24日

「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」への意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
(通称 N A C S)

消費者提言特別委員会

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目17番14号

全国婦人会館2階

電話03-6434-1125 (代) ・ fax03-6434-1161

eメール advisor-consultant@nacs.or.jp

当協会は設立26年になりますが、大きな活動の一つとして「ウィークエンド・テレホン」と銘打ち、行政の消費者相談が休みとなる土曜日・日曜日に全国から電話による消費者相談を受けてきました。個別救済はもとより、その相談に内在する消費者被害を惹起する法的不備、あるべき規制の問題等について建設的意見を表明し、消費者法改正や規制強化に寄与してきた実績をもちます。複雑化する消費者被害は事業者と消費者の間の情報の質・量の格差、交渉力の格差により必然的に起こりうる問題であるが故に、暮らしの安全・安心を構築するためには常に国には具体的な政策展開を求め、事業者には必要な制度整備を要請してきたものです。

また、当協会は認定個人情報保護団体でもあります。7月9日にベネッセコーポレーションから大量の顧客情報が流出したという事件が発生し、社会的問題になっています。

この度、内閣官房 I T 総合戦略室パーソナルデータ関連制度担当室より「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」への意見募集が行われています。この制度改正大綱に対して市民・消費者並びに消費者相談現場から意見を申し述べます。

記

制度改正大綱

第2 基本的な考え方

今回の制度改正の趣旨として、個人の権利利益の侵害を未然に防止し個人情報及びプライバシーの保護を図りつつ、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための環境整備を行うとされています。

しかし、大綱全体を通して、消費者の権利利益の保護よりもデータの利活用に重点が置かれている感が否めません。経済再生にパーソナルデータの利活用が欠かせないことは理解できますが、法第 3 条の基本理念「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」を大前提として制度設計をするべきと考えます。

制度改正大綱

第 2 基本的な考え方

II 制度改正内容の基本的な枠組み

3 第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

プライバシーに対する考え方は、その時々によって変化していきます。そのためパーソナルデータの適切な取扱いを適時定めていくことが重要です。法律で縛るのではなく、第三者機関が民間団体の自主ルールを監視する方法をとることが現実的であることは理解できます。しかし、EU のデータ保護規則案や米国の消費者プライバシー権利章典のように、政府機関がその時々のプライバシーに対する考え方の方向性を定めるための声明を出すことが必要ではないかと考えます。

制度改正大綱

第 3 制度設計

II パーソナルデータの利活用を促進するための枠組みの導入等

1 個人が特定される可能性を低減したデータの取扱い

現行法第 15 条「利用目的の特定」と第 16 条「利用目的の制限」において個人情報の取扱いが規定されていることで、消費者と事業者間で一定の信頼関係が成立しています。

大綱では「個人の特定性を低減したデータ」に加工したものは一定の条件の下で、第三者提供や目的外利用を本人の同意を得ずに行うことを可能とするなど、情報を円滑に利活用するために必要な措置を講じる」とされていますが、加工が十分でない場合には個人が特定されてしまうのではないかと懸念されます。加工方法については民間団体が自主規制ルールを策定し、第三者機関が認定等を行うことになっていますが、認定の要件として消費者が信頼するに足るガイドラインを設定する必要があります。

制度改正大綱

第 3 制度設計

III 基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

(1) 保護対象の明確化及びその扱い

個人情報の保護対象の見直しについては「技術の進歩や新たなパーソナルデータの利活用のニーズに即して機動的に行うことができるよう措置する」とあります。グレーゾーンを解消することは必要と考えますが、保護の対象となる「個人情報」等の定義の該当性については第三者機関が解釈の明確化を図るとしていることから、第三者機関には消費者保護に詳しい有識者並びに消費者代表も参加するべきと考えます。

制度改正大綱

第3 制度設計

Ⅲ基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

(2) 機微情報

社会的差別の原因となるおそれがある情報を機微情報として定め、取扱いについては原則禁止するとされています。例外規定の対象を人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合等と限定し、取扱いに関する規律を設定して下さい。

制度改正大綱

第3 制度設計

Ⅲ基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用

(3) ③オプトアウト規定について

利用目的の変更時の手続きとして、本人が十分認知できる手続きを工夫しつつ、新たな利用目的による利活用を望まない場合に本人が申し出ることができる仕組み、オプトアウト方式を設けて本人に知らせる等が考えられる、としています。本人同意を必要とする原則を重視すべきであり、オプトアウト方式による利用目的の変更を安易に認めることは適当ではないと考えます。

制度改正大綱

第3 制度設計

Ⅳ第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保

(1) 第三者機関の設置等

①パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、独立した第三者機関を設置することは、消費者としても期待するところです。この機関は現在の「特定個人情報保護委員会」を改組するとしていますが、番号法に規定されている業務に加え新たな業務を十分に遂行できる人員を確保して下さい。また、委員の選定にあたっては、情報通信技術に精通した技術者、消費者問題に精通している有識者に加え「消費者」も候補に加えて下さい。

②第三者機関を機能させるには、専門知識の研修や立入検査を機動的に行うための人員の手配等を可能にする予算を確保して下さい。

③個人情報取扱い事業者の監視・監督につながる苦情等の情報収集の手立てを確立して下さい。

④消費者委員会との関係に触れていませんが、パーソナルデータの保護という視点からすれば、消費者委員会からの建議を受ける関係性を明記して下さい。

制度改正大綱

第3 制度設計

VI その他の制度改正事項

1 取り扱う個人情報の規模が小さい事業者等の取扱い

(2) 取扱う情報の規模及び内容並びに取扱いの態様による配慮

その規模に関わらず全ての個人情報取扱事業者が法を順守するべきと考えますので、5,000人分以下の個人情報取扱事業者を適用除外とする規定を廃止することについては賛成します。

「個人の権利利益を侵害するおそれが少ないと認められる一定の要件を満たす者」について配慮することとしていますが、第三者機関が監視、監督する対象についてのこのような配慮は脱法の可能性や法の実効性を低下させるおそれがあるのではないのでしょうか。

2 学術研究目的の個人情報等の取扱い

遺伝子情報等について、遺伝子情報が生命科学の発展に寄与することは事実ですが、その取り扱いには最大限の配慮をとるべきです。取り扱えるのは特定の研究機関のみとし、外部委託については厳しく規制すべきです。

制度改正大綱

第3 制度設計

VII 継続的な検討課題

4 いわゆる名簿屋

7月9日にベネッセコーポレーションから大量の顧客情報が流出したという事件が発生しました。個人情報を販売することを業としている事業者（いわゆる名簿屋）等への措置を継続して検討する課題としていますが、類似の事件が後を絶たない現状を改善するために必要な措置を早急に検討し今回の法改正に盛り込むべきと考えます。

その他

情報の保存期間、消去権など検討会で残された課題については今後の検討スケジュールを明記して下さい。

また、昨今の高齢者消費者被害防止の見守りの仕組みづくりや災害時の避難を促進

するうえで、障害になっている個人情報保護の課題も検討すべきと考えます。

以上